

社会福祉法人 広島県共同募金会

地域テーマ募金実施要綱

広島県共同募金会（以下「本会」という）は、「新しい支え合い」を実現するための取り組みを、「地域をつくる住民を応援する共同募金活用事業～じぶんの町を良くするしくみ～」とし、寄付者が使い道を指定できる使途選択募金（ドナーチョイス方式）を活用することにより、「地域テーマ募金」を実施する。

なお、「地域テーマ募金」は、参加する地域の住民団体等（以下「参加団体」という）が、各市区町社会福祉協議会と協働して、その活動の必要性をアピールしながら、各地域において、共同募金運動を展開していく。

（趣 旨）

第1条 本会は、地域のさまざまな課題を解決するための支援として、各市区町社会福祉協議会が運営者となり、各地域の住民団体等の参加のもと、地域テーマ募金を実施する。

（目 的）

第2条 地域テーマ募金は、各市区町社会福祉協議会と参加団体が協働して、地域住民に対し地域が自主自立する必要性を普及啓発すること及び参加団体の活動資金を支援する環境を整備することにより、新しい支え合いを実現させ、地域コミュニティの関係性が向上し、地域福祉が向上することを目的とする。

（地域テーマ募金のプロジェクト）

第3条 地域テーマ募金は、次の2つのプロジェクトとする。

（1）地域活動支援プロジェクト

地域の住民団体等が、市区町社会福祉協議会と協働して、地域のさまざまな課題を解決するプロジェクト

（2）赤い羽根ESD支援プロジェクト

市町教育委員会・学校等と市区町社会福祉協議会が連携して、地域の子どもたちだけでなく、子どもたちを取り巻く大人も、「持続可能な地域社会づくり」の担い手となり、地域コミュニティの関係性を向上させるプロジェクト

（市区町社会福祉協議会との連携）

第4条 地域テーマ募金に参加する市区町社会福祉協議会（以下「参加社協」という）は、当該地域の实情にあわせて、地域テーマ募金の公募方法、選考方法等を定めるものとする。

2 参加社協は、本会と連携しながら、地域の状況や動向を充分把握し、参加団体及びその事業を積極的に支援し、地域社会の理解と賛同が得られるように配慮するものとする。

（参加対象団体の要件）

第5条 地域テーマ募金に参加できる団体は、次の要件を満たした団体とする。

- ① 地域のさまざまな課題を解決するために活動している非営利活動団体であること。なお、法人格の有無は問わない。
- ② 3人以上の会員で組織した団体であること。
- ③ 団体の運営に関する規則（会則、定款等）があること。
- ④ 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- ⑤ 共同募金運動を通して、自団体の地域活動を広く普及できること。

(参加団体の配分の内容)

第6条 参加団体は、地域のさまざまな課題を解決する必要性を広く地域住民にアピールしながら、その活動資金を調達するために、赤い羽根共同募金の使途選択募金への協力を呼びかける。この使途選択募金は、本会を通じて、当該団体の活動資金として配分される。なお、当該配分要領は別に定める。

2 本会は、参加団体の運動による使途選択募金に、当該配分要領に定めるマッチングギフトを加算して、参加団体に対し、共同募金配分金として交付する。

3 配分対象となる経費は、地域のさまざまな課題等を解決する活動に関わる人件費、事務所運営費、事業費、備品購入等に使用することができる。

4 参加団体は、参加社協を通じて、事業年度終了後1月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を提出しなければならない。

(参加団体の活動の内容)

第7条 参加団体は、次のような活動を行う。

① 使途選択募金による共同募金運動を、1月1日から3月31日まで行う。

② 前条第2項による本会からの配分金をもとに、次年度(4月1日から翌年3月31日まで)、地域の課題を解決する事業を行う。

2 参加団体は、参加社協と協働しなければならない。

(応募)

第8条 参加を希望する団体は、本会が定める事業企画書に必要事項を記入し、参加社協が指定する期日までに、次の添付書類とともに、参加社協に提出するものとする。

① 団体の運営に関する規則(団体の会則、定款等)及び役員名簿

② 団体発行のパンフレット、ニュースレターなど

③ その他 新聞記事等、団体をアピールできるもの

(選考)

第9条 参加社協は、本会が指定する期日までに、地域テーマ募金に参加を希望する団体のうち、独自に定める基準により、該当する団体を参加団体として選考する。

(推薦)

第10条 参加社協は、前条で選考した参加団体に関して、本会が指定する期日までに、事業企画書の推薦欄に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。

2 市区町村を超える事業については、広島県社会福祉協議会が推薦することができる。

(配分委員会の承認)

第11条 第9条で選考された参加団体は、参加社協を通じて、11月末までに、本会が定める配分金申請書を本会に提出し、12月に開催される配分委員会において、地域テーマ募金の参加団体として承認を得なければならない。

2 参加団体は、参加社協を通じて、翌年4月末までに、本会が定める配分金確定申請書を本会に提出し、同年5月に開催される配分委員会において、共同募金配分金交付の承認を得なければならない。また、直近に開催される理事会及び評議員会において、参加団体の配分金交付を決定する。

平成26年5月27日決定 同日施行

令和元年6月12日から施行する。

令和3年3月2日一部改正、同年4月1日から施行する。

令和4年6月17日一部改正、同日から施行する。